

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	21
許認可等の種類	弔慰料の支給			
根拠法令条例等・条項	未帰還者に関する特別措置法第3条第1項			
許認可等の概要	未帰還者に関する特別措置法第3条第1項による弔慰料の支給			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考] 未帰還者に関する特別措置法第3条第1項</p> <p>未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料を支給する。</p> <p>未帰還者: 未帰還者留守家族等援護法第2条第1項に規定 未帰還者とみなす者: 未帰還者に関する特別措置法第13条の2に規定 戦時死亡宣告: 民法第30条の宣告 弔慰料を受けるべき遺族の範囲: 未帰還者に関する特別措置法第4条に規定 弔慰料を受けるべき遺族の順位: 同法第5条に規定</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (申請件数が極めて稀であり、かつ今後においても該当する事例がないと思われるため。)			
期間の制定根拠	—			